

第5章 計画の基本方針と 緑地の保全及び緑化の目標

第5章 計画の基本方針と緑地の保全

及び緑化の目標

5 - 1 基本理念と緑の将来像

鎌ヶ谷市総合基本計画の「まちづくりの基本理念」と平成3年10月に制定された「緑の都市宣言」を緑の基本計画の基本理念として、緑の将来像を定めます。

(1) 基本理念

まちづくりの基本理念

人間尊重・市民生活優先

総合基本計画の基本理念「人間尊重・市民生活優先」をもとに、緑の基本計画では、『市民が主体となり、市民生活に欠くことのできないみどりの空間を市民と企業と行政が一体となり創り守っていくこと』を、基本的な考え方とします。

「緑の都市宣言」

自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのある ふるさと鎌ヶ谷

緑の都市宣言に掲げる「自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷」をもとに、公園の整備や緑地等の保全と創出について、全ての市民の参加・協力により宣言の実現を目指します。

(2) 緑の将来像

「人間尊重・市民生活優先」及び「自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷」の基本理念から、緑とふれあいのあるふるさとづくりを目指す鎌ヶ谷市の緑の将来像を、次のように定めます。

“緑は市民遺産である”という共通認識にたち、この緑の将来像の実現のために、全ての市民、すべての企業、そして鎌ヶ谷市は、密接な連携のもと、協働*の精神を創りあげます。

**人と自然が調和し協働で創り守る
緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷**

鎌ヶ谷市の魅力である「都市でありながら自然を感じ満喫できるまち」をさらに素晴らしいものにし、地球環境に配慮した循環型社会を形成するために、市民参加のもと、長期的な視野で森を育て農地を守り、積極的にみどりの空間を創造し、みどりにつつまれた私たちのまちをつくっていきます。

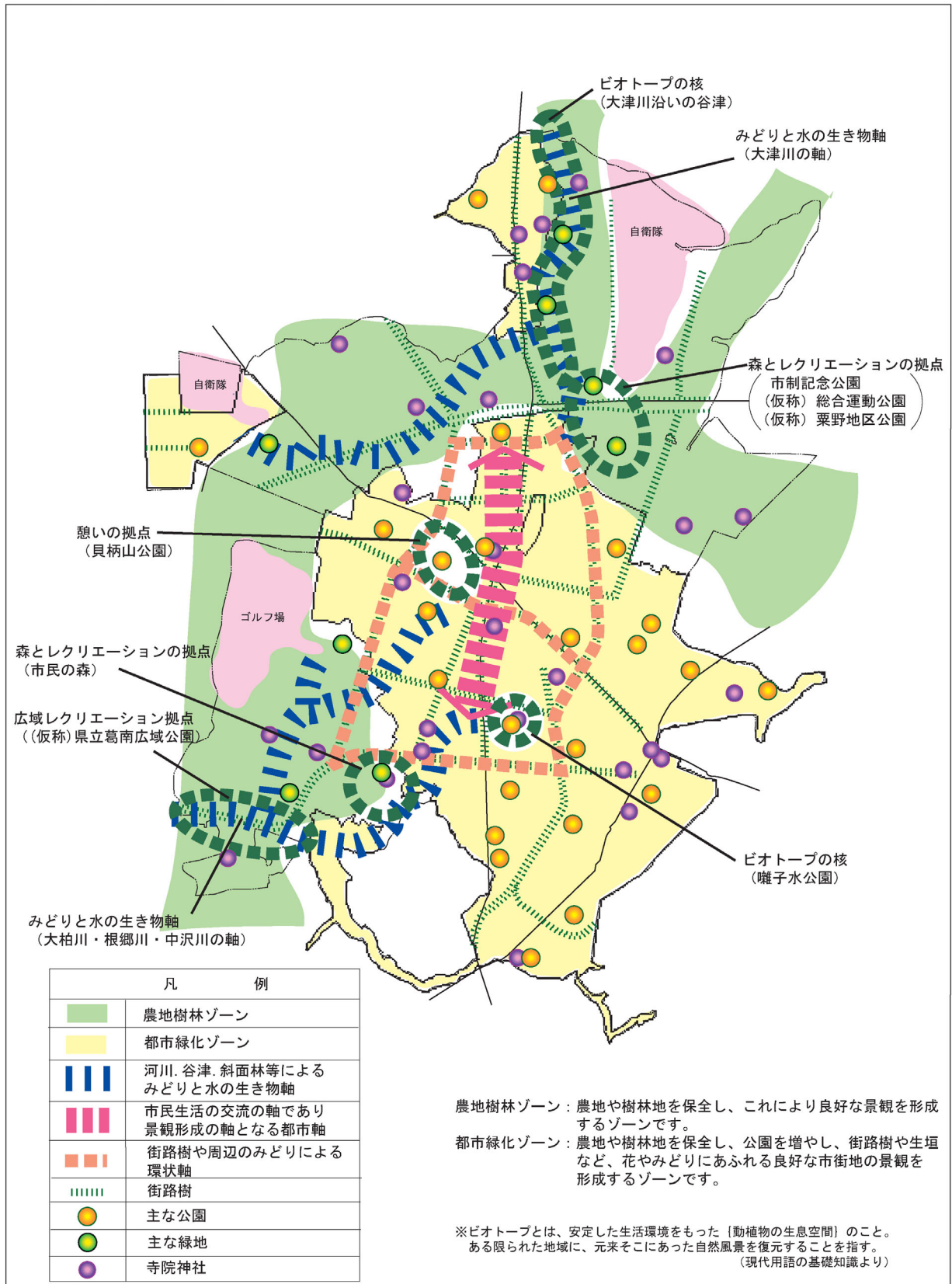
みどりの構成としては、4つの緑地軸と2種類のゾーンでみどりの骨格を形成します。

4つの緑地軸は谷津の斜面林や河川・水路、歩道などによって1環状1縦貫を構成し、市街地内外をネットワーク*します。2種類のゾーンは、自然環境の保全を基本とする郊外のゾーンと都市緑化を基本とする市街地のゾーンとします。また休養やレクリエーションなど余暇活動の拠点や、良好な自然環境の核となる緑地を、市域の南と北、及び市街地内に配置し、バランスのよい緑地配置を実現します。

さらに、市街地内外に地域の緑地の核となる公園やその他の緑地を配置し、また地域の歴史と景観のポイントとなる寺院神社を保全します。

このように緑の将来像を実現することで、自然・産業・住機能の調和のとれた快適な暮らしの環境を形成し、ふるさとを愛し、末永く住みつづけたいと思うまちを目指します。

緑の将来像図



5 - 2 基本方針と施策の体系

緑の将来像をもとに、鎌ヶ谷市の“みどり”と“水”の保全や整備、緑化の基本方針を設定します。

(1) 基本方針

基本方針 - 1 身近な自然を守り親しむ

谷津や湧水、樹林地は本市の大切な自然です。特に谷津の湿地は、多様な生き物が生息する空間として、数少ない魅力的な自然地としての保全が求められています。そのため谷津や湧水、樹林地の保全や有効活用により、豊かな自然を守り親しみながら、市民の豊かな人間性を育む場とします。

基本方針 - 2 まちをみどりの快適空間にする

日々の休息や人との交流の場、健康づくりの場、災害発生時の避難地などとして、身近な公園を増やします。公園以外にも小規模なみどりを利用し、緑のスポットとして休憩やおしゃべりができる場所を整備し、みどりの中にまちがあるような快適なまちづくりを目指します。また、市民や企業の参加と協力のもと、道路や公共公益施設・民有地の緑化やみどりの保全などを進め、花とみどりにあふれる美しいまちづくりを進めます。

基本方針 - 3 自然を感じる、人にやさしい ネットワーク*をつくる

幹線道路の歩道や谷津を利用して、災害時の避難路にもなる歩道のネットワーク*や河川・水路、斜面林などに沿って自然を楽しむ散策路を整備します。また生活道路沿道の緑化などを進め、みどりの中で活動し、心と体を癒しながら安全に移動できる、みどりと水のネットワーク*を形成します。

基本方針 - 4 協働*でみどりを創り守る

都市公園、ふれあいの森*の他民有地である樹林地など、都市の貴重な緑地空間を維持・保全するために、市民参加による体制づくり・環境づくりを進めます。

(2) 施策の体系

「身近な自然を守り親しむ」「まちをみどりの快適空間にする」「自然を感じる、人にやさしいネットワーク*をつくる」「協働*でみどりを創り守る」の4つの基本方針に基づき“人と自然が調和し協働で創り守る緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷”づくりを進めるために、次の施策を設定します。

施策の体系

緑の将来像	基本方針	基本施策
人と自然が調和し協働で創り守る緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷	身近な自然を守り親しむ	谷津の保全
		谷津以外の樹林地・草地・樹木の保全
		谷津以外の農地の保全
		水辺の保全
		文化財・歴史的遺産と一体となったみどりの保全
		生態系の保全
	まちをみどりの快適空間にする	住区基幹公園の整備
		総合運動公園の整備
		広域公園の整備
		その他の空間の活用とバリアフリー*化
		公共公益施設の緑化
		鉄道敷地・駐輪場・駐車場の緑化
	自然を感じる、人にやさしいネットワーク*をつくる	民有地の緑化
		幹線道路によるネットワーク*づくり
		河川・水路によるネットワーク*づくり
		谷津によるネットワーク*づくり
	協働*でみどりを創り守る	生活道路等の沿道緑化によるネットワーク*づくり
		みどりを育てる体制づくり
		普及啓発活動

5 - 3 緑地の確保目標量

緑の基本計画の、目標年次などのフレーム*や計画の目標水準を設定します。

(1) 計画の目標年次

計画の目標年次は「かがやレインボープラン 21 (鎌ヶ谷市総合基本計画)」に合わせて、平成 32 年度とします。

計画の目標年次

基準年	目標年次
平成13年 (2001年)	平成32年 (2020年)

(2) 計画対象区域

計画は、鎌ヶ谷市全域を対象とします。

計画対象区域

計画対象区域	都市計画区域名
鎌ヶ谷市全域	鎌ヶ谷都市計画区域 (2,111ha)

(3) 人口の見通し

市域の将来人口は、「かがやレインボープラン 21 (鎌ヶ谷市総合基本計画)」に合わせて、平成 32 年に 116,000 人とします。

市域の人口の見通し

年次	平成13年 (2001年)	平成32年 (2020年)
人口	103千人	116千人

注)平成13年人口は住民基本台帳による

(4) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

及び緑地の確保目標水準

緑の将来像の実現に向けて、現在のみどりを維持・保全しながら都市公園やふれあいの森*の整備を進め、平成32年には市民一人当たり14.8㎡、総面積171.7haの都市公園等を整備・確保することを目標とします。

緑地全体としては、市街地内で27.2haの緑地を増やし、市街地の14.7%を緑地が占めることを目標とします。市域全体(都市計画区域)では84.6haの緑地を増やし、市域の16.7%を緑地が占めることを目標とします。

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成13年 (2001年)	平成32年 (2020年)
都市公園	1.8㎡/人	11.2㎡/人
都市公園等	5.3㎡/人	14.8㎡/人

注1)都市公園:住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)、
都市基幹公園(総合公園、運動公園)、広域公園、緑道

注2)都市公園等:都市公園、児童遊園、ふれあいの森、市民緑地、公共団体設置の運動場等、市民農園、民間設置・管理の公園等、前出以外の公共公益施設の植栽地

緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (目標年次・平成32年)	市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	平成13年	平成32年	平成13年	平成32年
	130.6ha	157.8ha	268.2ha	352.8ha
	12.2%	14.7%	12.7%	16.7%

注)緑地:都市公園、都市公園に準じる機能を持つ公共施設緑地(児童遊園・ふれあいの森・市民緑地・グラウンド・市民農園・民間広場)、公共公益施設の植栽地、寺社境内地、生産緑地地区、河川区域、地域森林計画対象民有林、保全林、緑地として扱える文化財等

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準としては、都市計画審議会の答申やこれまでの国の施策目標の経緯から、住民一人当たり面積20㎡以上とすることが望ましいとされています。また緑地の確保目標水準は、市街地面積に対して概ね30%以上とすることが望ましいとされています。

これに対し鎌ヶ谷市では、現在の一人当たりの公園面積などの実情を踏まえた目標の設定を行っています。

(5) 緑化の目標

市民と企業と行政の、鎌ヶ谷市にかかわるすべての人が、協力して身近なところから緑化を進めるための目安として、鎌ヶ谷市みどりの条例をもとに、公共公益施設や民有地の緑化の目標を次の表のように設定します。

公共公益施設等については、防災や教育など施設の持つ機能に配慮しながら、地域の緑化の中心となるよう、積極的な緑化を進めることとします。

民有地についても積極的に緑化に努め、特に接道部の緑化を進めることで、うるおいのある景観の形成を心がけることとします。

人が集まる施設や工場などの施設では、防災にも配慮し、規模の大きな施設では、生き物の生息空間となる植栽にも配慮することとします。

みどりの条例では既存の施設や建物の敷地などは対象外となっていますが、全ての市民と企業と行政の協働*によって緑化を進めることが重要であるため、既存の施設や敷地もみどりの条例に準じて緑化に努めることとします。また住宅地についても緑化の目標を定め、その実現化に努めることとします。

都市緑化の目標

区分		量的目標	質的目標	
公共公益施設等	道路 河川	緑化可能区域に低木又は中高木を植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・防火帯として防災に配慮した緑化 ・景観に配慮した緑化 ・ビオトープ*づくりや水辺・樹林地の保全など、生き物の生息に配慮した緑化 ・延焼防止など防災に配慮した緑化 ・景観に配慮した敷地や塀、建物などの緑化 ・学校教育施設ではビオトープ*づくりなど生き物の生息に配慮した緑化 	
	都市公園	街区公園		敷地面積の30%以上
		近隣公園		敷地面積の50%以上
		地区公園		
		総合公園		敷地面積の30%以上
		運動公園		
		広域公園		
		特殊公園		敷地面積の50%以上
		緩衝緑地		敷地面積の70%以上
		都市緑地		敷地面積の80%以上
	緑道	敷地面積の70%以上		
	市営住宅	敷地面積の20%以上		
	学校教育施設			
社会教育施設				
社会福祉施設				
官公庁施設				
民有地	住宅	高木1本以上を植栽するよう努める または接道部の緑化や擁壁、建物の壁、屋上などの緑化に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮し、生垣化、プランター緑化、ベランダ緑化、壁面緑化、屋上緑化 	
	事務所・店舗	空地面積の20%以上の緑化に努める 接道部の緑化や擁壁、建物の壁、屋上などの緑化に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼防止など防災に配慮した緑化 ・景観に配慮した緑化 	
	工場	空地面積の50%以上の緑化に努める 接道部の緑化や擁壁、建物の壁、屋上などの緑化に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープ*づくりなど、生き物の生息に配慮した緑化 	

注)空地面積＝敷地面積－建築面積